

# おしらせ版



編集・発行 / 茨城町総務企画部まちづくり推進課  
〒 311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080 ☎ 029-292-1111

## 予防接種のお知らせ

(1) 予防接種法の改正により平成25年4月1日から次の3ワクチンが任意接種から定期接種になりました。それに伴い、対象年齢等が変更になりました。

ワクチン名	改正前	改正後
子宮頸がん予防	中学1年生の女子	小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女子
Hib	5歳未満	5歳に至るまで
小児用肺炎球菌	5歳未満	5歳に至るまで

子宮頸がん予防接種について、予診票を標準的な接種年齢の中学1年生に送付しました。その他の対象者で接種を希望される方は健康増進課へご連絡ください。

注：5歳未満は5歳の誕生日の2日前まで、5歳に至るまでは5歳の誕生日の前日まで

### 【定期接種と任意接種】

- 定期接種・・・予防接種法に規定された疾病に対する予防接種で、接種対象者は接種を受けるための努力義務があります。また、健康被害が生じた時は予防接種法に基づいて救済されます。
- 任意接種・・・予防接種法に基づかない疾病に対する予防接種で、医師の説明に基づき本人・保護者の意思により接種するものです。その接種費用は原則個人負担になります。また、健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済になりますが、予防接種法に比べて救済の額が少なくなります。

(2) 定期接種の接種間隔は必ず守ってください。

対象年齢の期間でも、接種間隔を過ぎて予防接種を受けると任意接種となり、接種費用は原則個人負担になってしまいます。

ただし、発熱等の理由により接種間隔が過ぎた場合はこの限りではありません。

(例) 3種混合の初回接種3回の接種間隔（20日から56日の間隔）が57日以上になってしまった場合等該当する予防接種：3種混合、4種混合、Hib、子宮頸がん（2価）、日本脳炎（措置対象者は除く）

【問合せ先】健康増進課 ☎ 029-240-7134